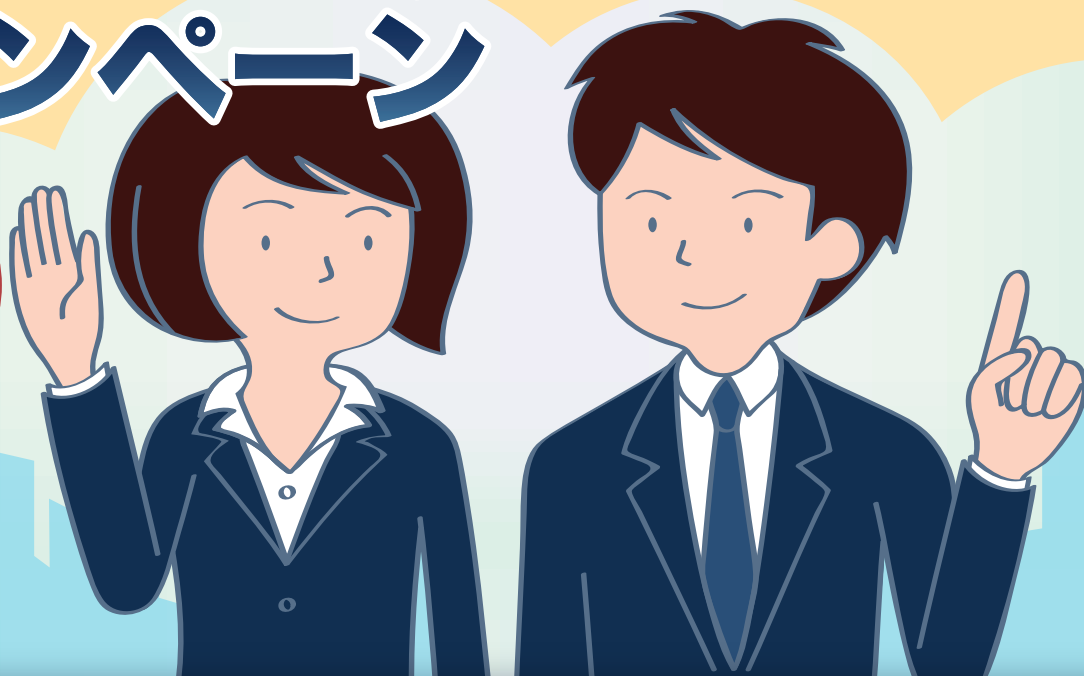


はたらく障がい者 なんでも相談 キャンペーン

~はたらく障がい者の
困り事を解決します~



2016年4月から障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法が施行し、採用など雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務づけられました。

また、事業主には相談窓口の設置など体制整備が求められています。これらの障がい者雇用関連法への対応状況について相談キャンペーンを展開します。

相談ダイヤル：06-6949-0005

日時

2016年

9月16日 金

10:00～19:00

9月17日 土

10:00～17:00

場所

連合大阪会議室

大阪市中央区大手前2-1-7
大阪赤十字会館5階

相談対象者

はたらく障がい者 及び

はたらく意欲のある障がい者とその家族、
障がい者を雇用する事業主

主催 NPO法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク・連合大阪